

畑作物栽培の省力化・環境負荷低減に向けて 生分解性マルチの 導入を支援します！

農作業の省力化や環境負荷低減のために、認定農業者等が生分解性マルチの利用を開始・拡大する取組に対し、茨城県が支援します。

公募期間 2/1(木)～2/26(月)

支援対象となる方

- ① 認定農業者
- ② 地域計画に位置付けられた農業者
- ③ 認定新規就農者
- ④ 市町村基本構想水準到達者
- ⑤ 集落営農組織、特定農業団体



マルチを使用する作物の例
(かんしょ・トウモロコシ等)

生分解性マルチとは？

- 作物生育期には通常のポリマルチと同様の機能を持つ資材で、収穫後、土壌にすき込むと、土壌中の水分と微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解します。
- 作物収穫後に作物残渣と一緒にすき込むことで、収穫後のマルチのはぎ取り・回収作業が不要となることから、省力化と廃プラスチック削減による環境負荷の低減につながります！

支援対象の取組と補助単価

<生分解性マルチの導入費用>

補助単価：生分解性マルチ 1 m 当たり **15円**

- 注1：支援対象の生分解性マルチは、原則、日本バイオプラスチック協会（JBPA）が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品とします。
- 注2：支援対象の生分解性マルチは、原則、各ほ場において1作目の作付けに必要となる分量とします。
- 注3：既に生分解性マルチを導入している場合、取組の拡大分のみを対象とします。
- 注4：生分解性マルチ導入後、省力効果の検証を実施していただきます。
- 注5：生分解性マルチの購入費等に係る他事業の補助対象となった分については、本事業の対象外とします。
- 注6：対象となる生分解性マルチは、茨城県内のほ場において使用する分量とします。



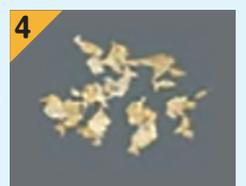
使用前



使用中



収穫時



すき込み後
(回収不要)

事業実施上の要件

以下の①から③の全ての実施を要件とします。

- ①生分解性マルチを活用し、回収労力の低減やプラスチックの排出削減を図ること。すでに活用している場合は、生分解性マルチの導入面積の拡大分（取組強化分）が補助対象となります。
- ②令和6年3月29日までに納品が完了すること。
- ③別途定める期日までに事業の実施状況報告をすること。



Q1 補助対象となる生分解性マルチはどのようなものか。

日本バイオプラスチック協会（JBPA）が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品を原則とします。



Q2 同一ほ場で年に複数回の作付を行う場合の補助対象の考え方は。

原則、同一ほ場において1作目の作付に必要となる分量を補助対象とします。



Q3 すでに生分解性マルチを導入している場合の補助対象の考え方は。

取組拡大分（導入面積の拡大分）のみを対象とします。



Q4 他事業との併用は可能か。

生分解性マルチの購入費等に係る他事業の補助対象分は、本事業の対象外とします。



Q5 対象となる生分解性マルチは、いつまでに支援対象者に納品されれば良いか。

令和6年3月29日までに納品されるものを対象とします。



Q6 本事業を活用して導入した生分解性マルチは、いつまでに使用すれば良いか。

本事業の実施状況報告（省力効果等の事業成果の報告）期限を令和6年12月10日としていますので、その前に収穫を終了し、省力効果等を報告できる作物・作型で使用してください。



Q7 申請先はどこか。

本チラシ下段の「省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業補助金 申請受付センター」に直接、郵送又は電子申請システムにより申請してください。
連絡先の詳細は、下記のお問合せ先をご覧ください。



電子申請サイトにて
本事業の様式等を
掲載、ダウンロード
できます。

